食料・農業・農村政策の確立に関する提言

北海道の農業は、稲作・畑作・酪農業など土地利用型農業を中心に、専業的経営を主体として、安全・安心な食料の安定供給と国土・環境の保全など多面的機能の発揮に大きな役割を果たすとともに、本道経済・社会を支える基幹産業として重要な位置づけにあります。

しかしながら、TPP11及び日EU・EPA協定が発効され、牛肉などの輸入が増加し国内農業への影響が懸念されるなかで、日米貿易協定交渉が早期妥結に向けて、大きな山場を迎えており、米国からは農業分野での先行妥結やTPP以上の市場開放の要求が強く危惧されています。このまま米国の強硬な要求に屈すれば、日本の農業及び関連産業や地域経済・社会が甚大な影響を被ることになり、国内農業・農村の崩壊につながる危険性があります。

こうしたもとで、今年は5年に1度の食料・農業・農村基本計画の見直しが行われますが、現状では基本計画で示された政策指針よりも、官邸主導で作成された「農林水産業・地域の活力創造プラン」にそった農業の成長産業化に機軸を置いた農政改革を次々に断行しています。また、農協改革では、自己改革が評価されたものの、更なる改革推進が求められており、生産現場に立ち、農業・農村を支える家族農業など多様な農業の維持・存続を基本とした政策の確立が不可欠となっています。

そうしたなか、世界では人口増加による食料不足や頻発する自然災害で不安定な 食料供給にあり、国民に安全・安心な食料の安定供給が重要となっています。

このため、食料・農業・農村基本法に掲げる理念に基づき、食料の安定供給の確保(自給率向上)や多面的機能の発揮などを実現する生産現場に適応した施策の推進が求められております。

ついては、本道農業の潜在生産力を最大限に発揮し、農業・農村を担う家族農業などが持続的な農業生産と所得安定につながるよう、食料・農業・農村政策について、下記事項を提言致します。

記

I. 国内農畜産物及び農業・農村を守る適切な国境措置の確保

1. 農業・農村の崩壊につながりかねない日米貿易協定交渉の断固反対

日米貿易協定交渉については、米国の強硬な要求に屈することなく、農業・農村の崩壊につながりかねない農畜産物の関税削減・撤廃及び輸入枠拡大などは断じて受け入れないこと。併せて、国民に対して交渉内容の十分な情報を開示するとともに、国民合意がないままに交渉を拙速に妥結させないこと。

2. TPP11及び日EU・EPA協定発効による影響の再検証

TPP11及び日EU・EPA協定発効後、輸入農畜産物の増加によってわが 国の農業に甚大な影響が懸念されるため、発効後の影響を再検証し、甚大な影響 がある場合は、協定からの離脱も辞さぬこと。

併せて、牛肉のセーフガードの発動基準数量や乳製品の低関税枠などについて、 米国枠を含んでいるため、協定内容の再協議を早急に行うこと。

3. 各国との国際貿易交渉における重要農畜産物の関税撤廃除外

RCEPなどEPA/FTA交渉においては、わが国の基礎的食料の米や麦、砂糖、豚肉・牛肉、乳製品、でん粉、雑豆など重要品目の関税撤廃の対象から除外するなど毅然とした姿勢で対応し、適切な国境措置を堅持すること。

Ⅱ.新たな食料・農業・農村基本計画策定に向けた基本政策の確立

新たな食料・農業・農村基本計画の策定にあたっては、食料・農業・農村基本法の理念にある「食料の安定供給の確保」や「多面的機能の発揮」を遵守し、わが国農業の生産力の最大限発揮や食料自給率の向上、多面的機能が十分に発揮できるよう、多様な生産現場の意見を十分に聞くこと。

1. 家族農業を基本とした食料・農業・農村政策の確立

農業・農村が将来にわたり安定的に維持・存続するため、競争力強化や効率化を求める現行農政から、家族農業など多様な農業の位置づけを強化し、その価値と役割を評価する政策を確立すること。

2. 国内農業の生産増大を図る食料自給率目標の設定

我が国における食料安全保障を確立する観点から、国内農業の生産増大を図る 食料自給率目標を設定するとともに、目標達成に向けて生産された農畜産物の需 給安定や販路確保などに対する十分な政策支援を講ずること。

3.再生産可能な直接支払制度及び多面的機能評価による直接支払の確立

農業・農村の持続的な発展を図るため、重要農畜産物の再生産と所得を確保する基礎的な直接支払制度を確立するとともに、多面的機能の価値評価に基づく直接支払制度への拡充・強化すること。

また、現行の資源向上支払については、新たな加算措置への取組み等に対応した必要な予算を確保し、十分な地方財政措置を図ること。

4. 中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払の強化

- 1)中山間地域等直接支払については、平場と不利地との生産条件格差相当分を 補てんする政策目的に鑑み、交付金の全額を対象農業者に交付すること。 また、交付要件から共同活動を外し、資源向上支払に一元化すること。
- 2)環境保全型農業直接支払については、資材コスト増などを踏まえた支援単価の引き上げや申請手続きの簡素化など制度を充実・強化すること。

また、国際水準GAPへの取組については、生産現場に新たな負担が課せられるため、要件を見直すこと。

5. 食料の安定供給を図る農業生産基盤の拡充・強化

- 1)食料の安定供給に不可欠な農業基盤整備事業や生産・流通システムの施設 整備事業の予算を拡充するとともに、計画的かつ継続的な事業の推進とコスト低減対策(地元負担の軽減など)を図ること。
- 2) 集出荷貯蔵施設など共同利用施設整備、機械導入を支援する産地パワーアップ事業については、中長期的な事業として十分な予算措置を講ずること。 併せて、生産現場でより多くの農業者が利用できるよう事業の改善を図ること。

6. 担い手育成及び労働力確保対策の支援強化

- 1)新規就農者や後継者などの円滑な就農を促進するため、農業人材力強化総合支援事業の予算を拡充すること。
 - ① 農業次世代人材投資事業については、新規就農者などに十分な支援が図られるよう必要な予算を確保すること。
 - ② 農業大学校などとの協力を図り、優れた農業分野での人材を確保すること。 併せて、農業者との連携を強化し、農の雇用事業などの活用による雇用就 農者の確保と定着に努めること。
- 2) 恒常的な労働力不足を解消するため、コントラクター組織への支援、高性能機械の導入などによる省力化対策に対して十分な予算措置を講ずること。

Ⅲ.農業の持続的な発展に資する経営安定対策の拡充・強化

1. 米・水田農業の経営安定対策、主食用米の需給均衡化

- 1) 国は、食糧法で定める「米穀の需給及び価格の安定」の責務を果たすため、適切な助言と指導を徹底するなど需給均衡を図る政策推進に万全を期すこと。 あわせて、都道府県における需要に応じた生産・販売に向けた取組状況を十分に検証し、需給安定に協力する産地への支援対策の拡充を図ること。
- 2) 国内需要(「生産の目安」)に応じた主食用米の生産に取組む農業者等の経営 所得安定を図るため、米の再生産確保(生産コストと販売価格の恒常的な差額 の補填)を可能とする直接支払制度を再構築すること。

併せて、豊作等による需給変動及び生産者米価の大幅な下落に備え、機動的な対応が図れる制度を構築すること。

2. 畑作物の再生産可能な国内政策の確立

- 1) 畑作物の直接支払交付金の単価改定にあたっては、生産者が将来にわたって 安心して営農に取組めるよう、TPP11及び日EU・EPA協定の発効によ る影響を十分考慮し、生産者の所得が確保されるよう再生産可能な単価に引き 上げること。
- 2) 持続可能な畑作農業の発展を図るため、地力を増進させ、生産性を高める合理的な輪作体系を確立する畑作構造転換事業の内容拡充や当初予算での財源確保、大規模畑作農業の労働力不足を解消する支援策など畑作政策を確立する施策に万全を期すこと。

3. 酪農・畜産経営の持続的発展を可能とする国内政策の確立

- 1) 将来にわたり酪農・畜産が持続的に発展できるよう、家族酪農の重要性を盛り込んだ新たな酪肉近基本方針を策定し、経営所得安定政策(直接支払制度) や生産基盤強化政策等の各種施策を推進すること。
- 2) TPP11及び日EU・EPA協定の発効による生産現場の不安払拭を図る ため、牛乳乳製品並びに畜産物の需給・価格安定対策については、一層の国の 万全な施策と予算措置を講ずること。

4. 多様な経営セーフティネット対策の構築

- 1) 収入保険制度については、補てん水準(補償限度額及び支払率)を引き上げるなど制度の改善・見直しを行い、農業経営のセーフティネット機能を高めること。
- 2) 農業共済制度及び収入減少影響緩和対策については、現行制度の加入者が将来にわたって経営安定に資するよう必要な予算を確保し、掛け金、補償内容などついても現行水準を堅持すること。

IV. 農産物輸送体制の整備強化

道産農産物の約7割の道外移出や近年の輸送コスト上昇などの実態を踏まえ、消費地への安定供給や効率的な輸送手段の確保のため、JR貨物やトラック等による円滑な輸送体制の整備を図るとともに、遠隔地に対する運賃助成などの対策を講ずること。

V. 農協改革の推進について

農協改革においては、農村社会の維持などに重要な役割を果す総合農協としての協同活動の本質が損なわれないよう、既存の機能を維持しつつ、食料・農業・ 農村審議会での論議を深めながら、引き続き自主改革を尊重すること。

VI. 食の安全・安心に関する制度の厳格化について

消費者への安全・安心の確保を図るため、輸入農産物の残留農薬基準の厳格化など植物防疫検査を強化すること。

また、ゲノム編集で作られた農作物等による食品については、安全性審査や環境影響評価などの義務付けがなく安全性に不安があり、消費者に十分理解されていないことから、拙速に流通させないこと。

2019 (令和元) 年 8月 日

北海道農民連盟 委員長 西 原 正 行